

公表企業各位

一般財団法人安全保障貿易情報センター

公表制度通信（第48号）

平素より、弊センターの自主判定結果公表規約による公表リストをご利用いただき誠にありがとうございます。

1. 2024年（令和6年）7月8日付けで、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」（貨物等省令）が公布されました。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/shourei/20240708_syourei.pdf

貨物等省令の一部改正に伴い、皆様には既に公表されている型番について、該非判定に変更がないかご確認いただきますようお願い申し上げます。

（特に、今回、規制強化された貨物等省令第6条第一号カの「相補型金属酸化膜半導体集積回路」についてご確認ください。）

なお、今回の貨物等省令の一部改正により、一部抹消をされる場合は、自主判定結果公表規約に基づき、**2024年8月20日（火）**までに手続きを行って下さい。

<https://www.cistec.or.jp/kohyo/yoshiki.doc>

政省令改正による一括抹消は、賛助会員の場合は、無料です。非賛助会員の場合は1型番につき、220円です。

2. 自主判定結果公表規約の遵守徹底と受取確認メールのお願い

なお、大変お手数ですが、**2024年8月20日（火）**までに、本「公表制度通信」の受取確認及び一部抹消の有無をメールでご連絡下さい。特にCISTECの非賛助会員で、公表企業の方は、必ず受取確認メールをお願い致します。期日までにご連絡いただけない場合、自主判定結果公表規約に基づき、今後の公表をお断りする場合がございます。ご理解の程、どうぞ宜しくお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-2 新虎ノ門実業会館4階
担当部門：CISTEC 情報サービス・研修部
岸・蝦夷森
電話番号03-3593-1147